

第3 川口市立芝スポーツセンター（直営）

1 設置根拠

川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年4月1日条例第22号）

2 設置目的

川口市は、スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設及び公園施設である体育施設を設置する。

3 事業概要

市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援及びスポーツ施設の整備・充実に関する業務を行う。

（1）スポーツセンターの主な業務

- ・スポーツ活動の推進及び指導に関する事
- ・体育施設の利用に関する事
- ・その他「川口市立体育施設設置及び管理条例」第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関する事

（2）開所時間及び閉所時間

ア 屋内施設

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前9時から午後5時まで
- ・休日以外の日 午前9時から午後9時まで

イ 屋外施設

- （ア）照明のある施設（屋外プールを除く）
 - ・休日 午前9時から午後5時まで
 - ・休日以外の日 午前9時から午後9時まで
- （イ）その他の屋外施設
 - ・午前9時から午後5時まで

4 施設等の概要（平成31年4月1日現在）

（1）所在地

川口市芝高木2丁目12番52号

(2) 開設年月日

昭和 54 年 5 月 1 日

(3) 敷地面積、建築面積、延床面積等

ア 敷地面積 23,081 m²

イ 建築面積 5,841 m²

ウ 延床面積 7,437 m²

エ 設備面積等

1 階	体育館	2,220 m ²
	柔道場	337 m ²
	剣道場	315 m ²
	トレーニング室	107.25 m ²
2 階	集会室	
	室内ランニングコース	216m／周
屋外	野球場	10,000 m ²
	屋外ランニングコース	400 m
その他	上谷沼運動広場 *1	17,600 m ²
	芝第 2 グラウンド *2	6,571.64 m ²
	前川南グラウンド *3	7,514 m ²

*1～*3 は、芝スポーツセンター管理の外部施設であり、その詳細は以下のとおりである

*1 上谷沼運動広場

- ・所在地 川口市大字芝 7184 番地の 1
- ・施設設備 少年サッカー場兼ソフトボール場 2 面

*2 芝第 2 グラウンド

- ・所在地 川口市大字芝 6256 番地
- ・施設設備 少年サッカー場兼ソフトボール場 1 面

*3 前川南グラウンド

- ・所在地 川口市南前川 1 丁目 15 番
- ・施設設備 ソフトボール場 1 面

なお、敷地面積は所管課資料によるものであるが、固定資産台帳に記載されている敷地面積とは相違していた。台帳上の面積は 6,937.00 m²であった。敷地面積については、後述「9 施設の運営管理 (7) その他施設固有の課題等 ウ 芝スポーツセンターが管理するグラウンド等の土地の境界線の区分」を参照されたい。

【指摘 18】固定資産台帳の正確性の確保

「第3章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 5
固定資産台帳の整備状況 (2) 固定資産台帳の整備状況 イ 固定資産台帳の正確性」参照。

(4) 沿革

芝スポーツセンターは、昭和54年5月1日に開設された。所在地である芝地区は、開設時には5公民館地区22町会、人口8万人あまりで構成され、地域に根差した施設として、スポーツ活動を推進するための拠点として芝スポーツセンターが開設され、多くの市民等に利用されている。芝スポーツセンターで開催される芝地区総合体育祭は30年の歴史と伝統を持つ。

5 所管課及び運営形態

所管課：生涯学習部スポーツ課

運営形態：直営（所長1名、常勤4名）

6 施設の維持管理

(1) 固定資産台帳上の価額（平成30年4月1日現在）

(単位：円)

施設名	土地	建物	工作物	合計
芝スポーツセンター	790,818,000	253,742,356	12,735,924	1,057,296,280
上谷沼運動広場	-	12,131,263	6,347,450	18,478,713
芝第2グラウンド	894,316,000	-	-	894,316,000
前川南グラウンド	1,039,614,000	294,728	-	1,039,908,728

出所：川口市資料を加工

(2) アセットマネジメント

ア 施設の維持管理点検の状況、耐震化の状況

設備等により点検回数は異なるが、専門業者に依頼し、法令を遵守した点検を行っている。また、職員が目視による施設内外の日常点検を実施し、修繕箇所の早期発見・対応に努めている。

No.	点検項目	点検実施者	点検回数
1	消防設備	委託業者	年2回

2	防火設備	委託業者	年1回
3	自動扉	委託業者	年4回
4	ボイラー設備	委託業者	年1回
5	受水槽設備	委託業者	年1回
6	電気設備	委託業者	月次点検:毎月1回 年次点検:毎年1回
		施設職員	日常目視点検
7	建物外部（外壁・フェンス・地盤・屋根・高地水槽等）	委託業者	3年に1回
		施設職員	日常目視点検
8	建物内部（天井・内壁・床・建具・給排水・空調・衛生設備等）	委託業者	年1回
		施設職員	日常目視点検

出所：川口市資料

また、芝スポーツセンターは、昭和54年設置の鉄筋コンクリート造・2階建ての設備であり、平成26年に耐震診断を実施し、平成29年に耐震設計を実施しており、令和元年9月末から令和2年3月末まで耐震補強工事を実施している。

イ 施設整備、改修計画

施設整備の軽微な施設修繕等は、予算の範囲内において隨時実施している。

改修計画については、令和元年9月末から令和2年3月末まで実施予定の耐震補強等工事にあわせて、トイレ設備、体育館照明、野球場照明設備等の改修工事を実施している。

令和2年度以降については改修工事の計画を有していないが、既存施設の長期利用に向けて個別施設計画を令和2年度までに策定する。耐震補強工事は令和2年3月までに完了することから、個別施設計画は施設所管課で個別施設計画策定フローに基づいて順次策定していく。

個別施設計画策定後は、それに基づき芝スポーツセンターの安全性と効率性を確保すべく計画的な改修を図る方針である。

ウ 平成29年度の工事契約状況

平成30年度における工事契約はなかったことから、平成29年度の工事契約内容を確認し、契約事務の執行状況を確認した。平成29年度の工事契約の一覧は以下のとおりである。

具体的には、契約関係書類・取引関係書類・入札関係書類等（契約書・工事完成通知書・完成検査結果通知書・工事目的物引渡書・請求書・予

定価格調書・入札記録書・入札書等)を確認し、業者選定事務手続き、契約事務手続き、目的物の施工・検収・支払事務手続き等の状況を確認しており、特段の検出事項がないものについては、記載を簡略化している。

(金額：円、税込)

契約方法	No.	契約件名	契約金額	契約相手方名
I 一般競争入札		該当事項なし	—	
II 指名競争入札	1	柔道場・剣道場空調機設置工事のうち電気工事	36,720,000	川島電気株式会社
	2	柔道場・剣道場空調機設置工事	17,436,600	笛木水道株式会社
	3	空調設備改修工事	16,962,480	杉田水道株式会社
	4	野球場芝生整備工事	9,720,000	株式会社早船園芸
	5	空調設備改修工事のうち電気工事	5,076,000	株式会社ニカデン
III 隨意契約		該当事項なし	—	
IV 一者随意契約		該当事項なし	—	
合計			85,915,080	

(ア) 柔道場・剣道場空調機設置工事のうち電気工事

a 契約概要

柔道場・剣道場の空調機設置工事における電気工事を行うものである。

b 監査上の所見

特筆すべき事項は検出されなかった。

(イ) 柔道場・剣道場空調機設置工事

a 契約概要

柔道場・剣道場の空調機設置工事を行うものである。

b 監査上の所見

特筆すべき事項は検出されなかった。

(ウ) 空調設備改修工事

a 契約概要

空調設備の改修にかかる工事を行うものである。

b 監査上の所見

特筆すべき事項は検出されなかった。

(エ) 野球場芝生整備工事

a 契約概要

野球場における芝生の整備にかかる工事を行うものである。

b 監査上の所見

特筆すべき事項は検出されなかった。

(オ) 空調設備改修工事のうち電気工事

a 契約概要

空調設備の改修工事における電気工事を行うものである。

b 監査上の所見

特筆すべき事項は検出されなかった。

7 物品等の管理

(1) 平成 30 年度の備品等の購入状況

平成 30 年度においては、以下の備品を購入している。

No.	件名	契約方法	契約日	契約金額	購入先
1	ベルトトレーナー	随意契約 (2 者見積合せ)	平成 31 年 2 月 12 日	301,320 円	有限会社アオキスポーツ

(2) 備品等の移設及び除却

平成 30 年度において備品の移設及び除却はない。

(3) 現物確認

芝スポーツセンターにおいて、川口市財産規則に基づく備品管理がなされていることを確認するため、以下の手続を実施し、現物確認の結果に関する総合的な所見を記載した。

- ・備品台帳の記載内容が適切であることを確認するため、備品台帳の中からサンプルを抽出して現物との確認を実施した。
- ・備品台帳の記載内容が網羅的であることを確認するため、現場に設置されている現物の中からサンプルを抽出し、備品台帳に記載されているかを確認した。

- ・重要物品がある場合には、重要物品カードが作成され、適切に保管されているかを確認した。
- ・平成30年度において物品の返納(廃棄を含む)があったものについては、物品返納書を確認し、備品台帳において返納処理がなされていることを確認したうえで、現場確認時に該当する物品がないことを確認した。
- ・施設所管課が実施する備品の現物調査および報告の状況に関するヒアリングを実施した。

ア 備品台帳から現物への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	20101005-00000430	脇机	1階：管理事務所	○	
2	20102002-00000056	回転椅子（次・課長用）	1階：管理事務所	○	
3	20105007-90000148	断裁機	1階：管理事務所	○	
4	20119048-00000037	ポット	1階：管理事務所	△	*1
5	20113999-00000153	草刈り機	1階：グラウンド機械庫	△	*2
6	20113004-00000004	エアコンプレッサー	1階：グラウンド用具庫	○	

*1 備品ラベルが貼付されていなかったが、現物が特定できた。

*2 現物とは異なる備品ラベルが貼付されていたが、現物が特定できた。

イ 現物から備品台帳への確認

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	20108013-00000100	モニターテレビ	1階：管理事務所	○	
2	20108999-00000536	その他の視聴覚器具	1階：応接室	○	
3	20101009-90001403	座卓	1階：放送室	○	
4	20112030-90000320	卓球台	1階：倉庫	△	*3

*3 卓球台はハーフコートのテーブルが2台で1セットであるが、片側にしか備品ラベルが貼付されていないものが散見され、同じ型の卓球台が50台あまりあることから、備品台帳との照合が困難であった。

ウ 重要物品における備品台帳と現物の確認

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20112999-90001124	その他の体育器具類	1階：トレーニングルーム	○
2	20108042-00000001	ミキサー	1階：放送室	○
3	20112999-90001122	その他の体育器具類	1階：トレーニングルーム	○
4	20112999-00000731	その他の体育器具類	1階：トレーニングルーム	○
5	20115999-90000227	その他の車両船舶類	1階：グラウンド機械庫	○

6	20113054-90000007	ローラー	1階：グラウンド機械庫	○
---	-------------------	------	-------------	---

エ 物品返納状況等の確認

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	20108029-90000036	レコードプレーヤー	1階：放送室	○	
2	20108030-90000168	アンプ	1階：放送室	○	
3	20108030-90000169	アンプ	1階：放送室	○	
4	20108031-90000283	スピーカー	1階：放送室	×	*4
5	20108031-90000284	スピーカー	1階：放送室	×	*4
6	20112036-90000098 ～90000107	得点板 10 個	1階：倉庫	○	

*4 物品返納書が作成され、備品台帳上も返納処理された備品であるが、1階の放送室にて現品が返納されないまま段ボール箱に入れられて保管されていた。

オ 施設所管課が実施する備品の現物調査及び報告の状況

芝スポーツセンターでは、毎年4月に契約課より備品の調査に関する通知を受け、4月～5月に備品の現物実査を実施して「備品現在高報告書」を作成し、5月に契約課に報告している。

カ 備品確認における所見

備品確認の結果、川口市財産規則において求められる備品の管理レベルを概ね満たした管理状況であることが確認できた。ただし、一部の備品（ポット、草刈り機、卓球台）については、必ずしも正確かつ確実な備品ラベルの貼付がなされているとは言えない状況も確認された。

また、施設内には寄贈品のオブジェ等も散見されたが、備品台帳における登録及び備品ラベルの貼付は確認できなかった。

なお、備品台帳の「備品の設置場所」欄には「体育器具庫 ラック C」等の具体的な設置場所の記載がなされており、抽出した他の個別施設よりも精度が高い備品台帳となっていた。

【指摘 32】正確かつ確実な備品ラベル貼付を徹底すべきである。

「第1 川口市立グリーンセンター(直営) 8 物品等の管理 (2)
備品等の現物確認及び除却 オ 備品確認における所見」参照。

【指摘 34】寄贈品は適正に管理すべきである。

「第1 川口市立グリーンセンター(直営) 8 物品等の管理 (2)
備品等の現物確認及び除却 オ 備品確認における所見」参照。

【指摘 48】返納処理（廃棄）した備品を速やかに廃棄すべきである。

返納処理（廃棄）した備品について、1年以上経過した時点においても、施設内に保管され、廃棄されていないものがあった。返納処理（廃棄）した備品は速やかに廃棄し、備品台帳と実態が乖離しないよう物品管理を徹底すべきである。

8 施設の利用状況

（1）過去 5 年間の利用者数・利用率等の実績値

ア 平成 26 年度～平成 30 年度の推移

平成 26 年度から平成 30 年度における利用人数・利用率は以下のとおりである。利用率の算出方法は、利用可能時間単位（団体・個人利用 2 時間）の総コマ数において、1 名でも利用者がいる場合の割合を計算したものである。

年度	団体利用人数	個人利用人数	利用者数合計	利用率
H26 年度	251,029	30,979	282,008	53.7%
H27 年度	232,842	33,205	266,047	49.3%
H28 年度	240,308	37,705	278,013	59.5%
H29 年度	258,792	36,282	295,074	54.2%
H30 年度	243,309	38,255	281,564	56.6%

出所：川口市資料

また、平成 30 年度において利用率の高い施設は、トレーニングルーム 100%、体育館 82.9%、芝第 2 グラウンド 81.1% であり、利用率が低い施設は、柔道場 24.0%、集会室 26.9%、剣道場 32.3% であった。柔剣道場は利用率が低いようにも思えるが、土日利用は多い。

イ 利用者数・利用率等の目標値

利用者数目標値について、第 5 次川口市総合計画の中で目標指標を設定しており、スポーツ施設全体で約 260 万人を目標として定めているが、各施設の利用者数の目標値は定めておらず、利用率の目標値も定めていない。

ウ 低利用の基準値について

芝スポーツセンターでは、相対的に利用率が低い施設を把握している

が、どの程度の利用率であれば「低利用」と判断できるかの基準を有していない。

【指摘 42】適切な目標値を定め、利用者数の増加、利用率・稼働率の改善に努めるべきである。

「第2 川口市立中央ふれあい館（直営） 8 施設の利用状況（1）過去5年間の利用状況及び主催講座の実績 ア 過去5年間の利用者数、目標値及び稼働率」参照。

【指摘 49】低利用施設と判断するための基準や指針を検討すべきである。

施設における未利用ないし低利用の程度は、市民のニーズを捉えて、効果的・効率的な施設運営がなされているか、また統廃合すべきかどうかのひとつの指標となる。低利用施設と判断するための基準や指針を検討し、施設の効果的・効率的な運営に利用すべきと思料する。

（2）利用料金

利用料金の決定方法について、昭和54年開設当時における利用料の決定については、資料が保存期間を超過して破棄されているため、不明である。

利用料金の変更等にあたっては、周辺地域における同様の施設の利用料金との比較考量により検討するが、今まで消費税率の改定を理由とする以外に利用料金の改定は行っていない。

消費税率の変更に併せた利用料金の改定については、スポーツ課が事務局となって各スポーツ施設の職員が委員となり、消費税等検討部会を開催して検討し、改定している。

また、市におけるスポーツセンター等においては、一般利用料金を設定するほか、「川口市立体育施設使用料減免要綱」を定め、市の教育・行政機関やスポーツ関連団体、町会や一定の年齢以上の市民等について、体育施設の使用料の減免について定めている。

（3）各種アンケート等の実施状況及び結果

芝スポーツセンターでは、特段、利用者等に対してアンケート等は実施していない。ただし、地域密着型のスポーツ施設であることから、施設利用者と施設職員のコミュニケーションがあり、要望提案を受ける等によって利用者ニーズの把握に努めている。

(4) 利用促進のための施策

川口マラソン大会等に代表される大会やオリンピック選手をゲストとしたイベント等を開催し、利用者の健康・体力づくりやスポーツに対する需要を活性化させることによって、スポーツ施設の利用促進を図るなどの取り組みがある。

また、施設の耐震工事や設備等の改修により、利用者が安心して安全に利用できるよう施設を整え、サービス向上に努めている。

9 施設の運営管理

(1) 過去5年間の施設の損益状況（損益状況が不明の場合は収支状況）

ア 平成26年度～平成30年度の推移

芝スポーツセンターの収支決算報告書において報告された直近5年間の収支の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

節		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳入						
21	体育施設使用料	15,271,496	15,274,503	17,694,283	14,869,692	15,524,245
13	教育費雑入	186,650	79,130	108,190	114,050	278,300
	歳入計	15,458,146	15,353,633	17,802,473	14,983,742	15,802,545
歳出						
2	給料	15,299,328	15,713,556	15,737,916	18,128,316	17,233,468
3	職員手当等	7,076,009	5,954,479	6,040,745	7,826,304	8,893,200
4	共済費	2,306,439	281,703	1,459,860	4,271,505	4,913,515
11	需用費	20,961,266	17,383,741	16,982,850	17,487,956	17,785,608
12	役務費	576,281	410,678	410,282	575,165	409,092
13	委託料	37,252,736	28,857,669	28,979,490	30,199,916	30,912,981
14	使用料及び賃借料	341,158	323,400	227,715	379,636	245,129
15	工事請負費	0	5,554,440	3,516,048	85,915,080	0
16	原材料費	62,856	62,856	62,856	62,856	67,338
18	備品購入費	367,200	0	624,240	956,880	301,320
	歳出計	84,243,273	74,542,522	74,042,002	165,803,614	80,761,651
	差引（歳入計－歳出計）	△68,785,127	△59,188,889	△56,239,529	△150,819,872	△64,959,106

出所：川口市資料を加工

イ 受益者負担率等

芝スポーツセンターに平成 30 年度における受益者負担率の算定を依頼した結果、以下の回答があった。

項目	金額（円）	備考
歳出		
歳出計	80,761,651	上記アにおける H30 年度の歳出計の数値
減価償却費	25,947,088	
歳出合計	106,708,739	
歳入		
体育施設使用料	15,478,165	
駐車料	46,080	
公衆電話等雜入	1,500	
照明料実費徴収雜入	276,800	
歳入合計	15,802,545	上記アにおける H30 年度の歳入計の数値と一致
一般財源負担額	90,906,194	歳出合計－歳入合計
年間利用者数（人）	281,564	
利用 1 人あたりの市負担額	323	一般財源負担額 ÷ 年間利用者数
受益者負担率	14.5%	体育施設使用料 ÷ （歳出合計－施設使用料以外の歳入）

利用者 1 人あたりの市負担額は 323 円であるが、平成 30 年度は工事請負費（修繕・施設改修等）が発生していなかったことから、他の年度に比べると相当な金額が算出されたものと思料する。

また、受益者負担率については 14.5% であるが、芝スポーツセンターは、公共施設の利用料にかかる一定の指針として機能する「平成 15 年 8 月 22 日 行政改革推進本部長『使用料の見直し』について（通知）」における受益者負担分（率）の基準において定められた「公費と受益者で負担するものの 50%」に該当すると考えられるため、非常に受益者負担率が低いものと考えられる。

【指摘 20】「使用料の見直し」通知の順守

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 6 有料施設の利用料に関する川口市の考え方、方針等（5）実際の負担割合」参照。

(2) 現金・預金の管理

ア 現金の内容

現金内容としては、利用料にかかる両替用つり銭、施設利用料、ロッカ一使用料、夜間照明料がある。

イ 現金及び預金の管理状況

(ア) 現金実査の結果

No.	対象	金額	詳細	結果
1	両替用釣り銭	75,000 円		○
2	施設利用料	46,335 円	8/30 : 9,090 円、8/31 : 31,460 円、9/1 : 5,785 円	○
3	ロッカ一使用料	250 円		○
4	夜間照明料	19,200 円	前川小学校のみ。コイン 24 枚分。	○

(イ) 関連証憑

施設利用料、ロッカ一使用料、夜間照明料は、出納補助員収納調書に記録するとともに、金融機関に納めた納付書・領収書は 1 年間保管することになっている。

(ウ) 監査で把握した問題点等

金庫の鍵として錠前式とダイヤル式の 2 つが付いているが、ダイヤル部分を使用せずに固定していた。金庫の鍵（錠前式）は管理室内にある鍵のかかる引き出しに保管している。その引き出しの鍵は、別の引き出しに保管することとなっているが、別の引き出しの鍵は現所長の着任時（2 年前）から紛失したままであった。

ダイヤル部分を固定していると、ダイヤル式の鍵を使っていないことが明白であり、錠前式の鍵入手できれば誰でも開錠が可能となる。また、錠前式の鍵については、最終的な鍵の保管場所である引き出しに鍵がかかっていない現状では、盗難リスクがある。

なお、当該事項については現地調査の結果を受け、現金の金庫への保管・管理プロセスを改善し、盗難リスクへの対応と鍵の管理の強化が図られた。したがって、施設所管課では令和 2 年 1 月時点において当該事項について改善対応済である。

【指摘 50】 現金の適切な管理

現地調査時点において、現金の管理方法に問題が認められた。盗難リスクを排除するため、現金は細心の注意を払って管理すべきである。

(3) 未収金の管理

芝スポーツセンターの利用料金は現金取引のみであり、未収金の発生実績はない。

(4) 委託費

ア 委託費等の契約に関するルール

芝スポーツセンターは、契約事務の手引きおよび委託契約事務フローチャートに基づき委託契約を行う。基本的には、予定価格が50万円以下のものについては随意契約（2者以上見積り合わせ）により契約を締結し、予定価格が50万円を超えるものについては、教育局事務事業委託等審査委員会に諮り、原則として入札により契約を締結する。

イ 平成30年度の業務委託契約状況

平成30年度における業務委託の状況は以下のとおりである。各契約形態から1～2件程度サンプルを抽出し、契約関係書類を確認した（グレーに網掛けした契約）。

（金額：円 税込）

契約方法	No.	契約件名	契約金額	契約相手方名
I 一般競争入札		該当事項なし		
II 指名競争入札	1	芝スポーツセンター管理業務委託	23,181,552	株式会社日環サービス
	2	スポーツセンター等消防設備保守業務委託	259,200	綜合警備保障株式会社 埼玉南支社
	3	スポーツセンター等一般廃棄物処理業務委託	144,072	有限会社矢作商事
III 随意契約	1	芝スポーツセンター野球場樹木管理委託	491,400	株式会社寿建設興業
	2	芝スポーツセンター第2グラウンド排水溝清掃業務委託	388,800	株式会社日環サービス
	3	芝スポーツセンター除草及び樹木管理委託	325,620	有限会社霧島園
	4	芝スポーツセンターボイラー保守点検業務委託	199,800	株式会社鈴木設備
	5	芝スポーツセンターほかアスベスト状況調査委託	113,040	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会
	6	芝スポーツセンター機械警備業務委託	107,568	セコム株式会社
	7	西・北・芝・安行スポーツセンター受水槽等清掃業務委託	59,400	株式会社宮下ビルサービス
IV 一者随意契約	1	スポーツセンター等管理補助業務委託	3,896,709	公益財団法人川口市スポーツ協会
	2	スポーツセンター等自家用電気工作物保安管理業務委託	838,512	川口電気設備協同組合

	3	スポーツセンター等夜間照明設備 保守点検業務委託	518,508	川口電気設備協同組合
	4	体育器具保守点検委託	324,000	セノ一株式会社関東信越支店
	5	自動扉保守点検業務委託	64,800	ナブコシステム株式会社北関東支店
合計			30,912,981	

その結果、いずれの契約においても、予定価格決定に使用した資料が契約関係書類として保存されていなかった。予定価格の決定の際は、複数の参考見積書等の資料を入手し比較検討して決定するケースが多いが、市では予算編成時に入手した資料の精度を重視し、予算編成時と契約時の経済環境等に大きな変化がなければ、予定価格決定時に新たな資料の入手は行っていないことであり、予定価格決定のための資料は、1年保存の予算編成関係書類として扱われ、5年保存が必要な契約関係書類として保存されていなかった。

【意見 37】予定価格決定に使用した資料の保存

「第2 川口市立中央ふれあい館（直営） 9 施設の運営管理
(4) 委託費 ウ 空調設備保守委託 (ウ) 監査で把握した問題点等」参照。

(ア) 芝スポーツセンター管理業務委託

a 契約件名 芝スポーツセンター管理業務委託

b 契約概要

- ・履行場所 川口市立芝スポーツセンター
- ・業者名 株式会社日環サービス
- ・契約日 平成 30 年 3 月 15 日
- ・履行期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・契約金額（税込）23,181,552 円
- ・委託業務の内容

清掃業務、ボイラー運転等業務、トレーニングルーム内安全管理及び受付等業務

c 契約方法

- ・契約形態 指名競争入札（長期継続契約）
- ・契約の根拠 地方自治法施行令第 167 条第 1 号

地方自治法第 234 条の 3

- ・入札日 平成 30 年 3 月 9 日
- ・予定価格 **, ***, *** 円
- ・入札結果 (税抜)

(単位 : 円)

No.	応札者	入札 保証金	1 回目	2 回目	結果
1	株式会社日環サービス	免除	21,651,480	21,464,400	落札 **, **%
2	ニュータウンビルサービス株式会社	免除	22,344,000	21,650,000	
3	株式会社セイビ埼玉	免除	21,952,800	21,640,000	
4	川口ビルマネジメント株式会社	免除	23,220,000	21,580,000	
5	株式会社マリン建物管理	免除	22,800,000	21,500,000	
6	株式会社テクノスタッフ	免除	23,076,000	21,620,000	
7	株式会社関東セーフティ	免除	22,656,000	21,600,000	

d 業務完了確認・支払事務

契約書においては、業務完了後に完了報告書が作成され、当該内容を確認・検査してから 30 日以内に支払いが実行される旨の記載がなされている。

本件の契約においては、月次で業務完了報告書が発行され、毎月担当者が検査していることを確認した。

(イ) 芝スポーツセンター野球場樹木管理委託

a 契約件名 芝スポーツセンター野球場樹木管理委託

b 契約概要

- ・履行場所 川口市立芝スポーツセンター野球場
- ・業者名 株式会社寿建設興業
- ・契約日 平成 30 年 10 月 30 日
- ・履行期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・契約金額 (税込) 491,400 円
- ・委託業務の内容

芝スポーツセンター野球場内野グラウンド及び各ピッチャーマウンド・ホームベースの雑草の除去及び整地等

c 契約方法

- ・契約形態 隨意契約 (見積合せ)

- ・契約の根拠 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号
- ・随意契約の理由

川口市契約に関する規則第 16 条に規定する金額であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の少額随意契約（50 万円以下）に該当するため

- ・見積合せ日 平成 30 年 10 月 30 日
- ・見積合せ結果（税抜）

（単位：円）

No.	応札者	入札保証金	1回目	2回目	結果
1	株式会社寿建設興業	免除	455,000	—	落札 ***%
2	有限会社霧島園	免除	460,000	—	

d 業務完了確認・支払事務

業務終了後は完了報告書が作成され、スポーツ課がその内容を確認したうえで検収している。

e その他

本件は見積合せのため、見積書が存在し、2 者とも平成 30 年 10 月 30 日の日付で提出されている。

(ウ) 芝スポーツセンター除草及び樹木管理委託

a 契約件名 芝スポーツセンター除草及び樹木管理委託

b 契約概要

- ・履行場所 芝スポーツセンター
- ・業者名 有限会社霧島園
- ・契約日 平成 31 年 2 月 21 日
- ・履行期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- ・契約金額（税込）325,620 円
- ・委託業務の内容

枯損木撤去処分、植栽工、低木刈込、グラウンド内除草、除草・清掃

c 契約方法

- ・契約形態 随意契約（見積合せ）
- ・契約の根拠 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

・随意契約の理由

川口市契約に関する規則第 16 条に規定する金額であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の少額随意契約（50 万円以下）に該当するため

- ・見積合せ日 平成 31 年 2 月 20 日
- ・見積合せ結果（税抜）

（単位：円）

No.	応札者	入札保証金	1 回目	2 回目	結果
1	有限会社霧島園	免除	301,500	—	落札 ***%
2	有限会社山樹	免除	330,000	—	

d 業務完了確認・支払事務

業務終了後は完了報告書が作成され、スポーツ課がその内容を確認したうえで検収している。

e その他

本件は見積合せのため、見積書が存在し、2 者とも平成 31 年 2 月 20 日の日付で提出されている。

（エ）スポーツセンター等管理補助業務委託

a 契約件名 スポーツセンター等管理補助業務委託

b 契約概要

・履行場所

東・西・北・新郷・芝・安行・鳩ヶ谷スポーツセンター、鳩ヶ谷武道場・戸塚体育館

・業者名 公益財団法人川口市スポーツ協会

・契約日 平成 30 年 4 月 1 日

・履行期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで

・契約金額（税込）36,614,160 円

・契約金額の内訳（税込 円）

契約金額 36,614,160 円の内訳が契約書に記載がなく、確認したところ、以下の回答を得た。合計金額は契約金額と一致しているが、芝スポーツセンターより提示のあった資料である「平成 30 年度の業務委託契約状況」では 3,896,709 円となっており、69 円の差があった。その理由は施設毎に月次で委託業務の

検収を実施し、精算していることにより発生した端数によるものである。

管理業務委託拠点	従事者人数	金額（円）
東スポーツセンター	4名	5,701,644
西スポーツセンター	3名	4,655,880
北スポーツセンター	2名	3,103,920
新郷スポーツセンター	2名	3,103,920
芝スポーツセンター	3名	3,896,640
安行スポーツセンター	2名	3,103,920
鳩ヶ谷スポーツセンター	8名	11,501,892
戸塚体育館	1名	1,546,344
合計	25名	36,614,160

・委託業務の内容

窓口（受付）等業務、利用許可書の交付等事務、使用料納入事務、体育施設利用状況作成のための報告、その他

c 契約方法

・契約形態 隨意契約

・契約の根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

・随意契約の理由

本契約の委託事務審査依頼書において、随意契約の理由として以下の記載がなされている。

市内スポーツ競技諸団体や学校体育協会、スポーツ少年団等による大会等の開催時には、それらの主催者との連絡、調整、連携が不可欠であり、適切な対応が可能な人材を確保できるのが、これらの団体を統括している公益財団法人 川口市スポーツ協会のみである。そのため、他の業者での受託は不可能と判断し、一者随意契約とするもの。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

なお、随意契約ガイドラインにおいては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不適条項）について、以下の記載がなされている。

本号の適用には、契約の相手が特定の一者しか履行できないことが求められます。

特に、本号に関わっては、弾力的な運用がなされている例を多く見受けますが、法の想定するところによると、広く解釈すべきものではないとされていることから、特段の留意が不可欠です。

この点、競技諸団体や学校体育協会、スポーツ少年団等による大会等において、主催者との連絡、調整、連携が不可欠であることは当然のことを述べているにすぎず、適切な対応が可能な人材が公益財団法人川口市スポーツ協会にしかいない理由については触れられていない。

また、過去、同社以外の業者に見積りを依頼したことがあるが、1,000万円以上の開きがあったことから、その後は事務手続きの便宜上、公益財団法人川口市スポーツ協会からのみ見積書を徴取しているとのことであった。

【意見 42】一者随意契約理由は、詳細に記載すべきである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）を一者随意契約の根拠とする場合、契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能である旨の理由説明を十分に行う必要がある。

「業務において適切な人材を確保できるのが特定の団体のみである」ことを一者随意契約の理由とするのであれば、業務の特殊性、特定の団体がその業務に長けている理由、他の者ではその業務に対応できない理由等を記載すべきである。

【指摘 51】随意契約を締結する場合、不適条項と不利条項の違いを踏まえた事務の執行を図るべきである。

スポーツセンター等管理補助業務委託契約は、特定の一者しか履行できないケースを定めている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不適条項）を根拠として随意契約を締結しているが、業務の性質上、公益財団法人川口市スポーツ協会しか実施できないものとは考え難く、過去、同社以外からも見積書を徴取した実績があることから、当該条項を根拠とすべき理由は乏しい。

一方で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（不利条項）は、競争入札に付することが不利と認められる場合を定め、履

行可能な者は複数存在する場合であっても、競争入札に付することが不利となる理由を客観的かつ具体的に説明できる場合に随意契約を認めている。

過去に見積書を徵取して1,000万円以上の差があった実績があり、その理由も明確であるならば、競争に付することが不利（特定の者を選定することが明らかに有利）となるため、随意契約の根拠としては、2号（不適条項）ではなく6号（不利条項）が相応である。

随意契約を締結する場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不適条項）と第6号（不利条項）の違いを踏まえた事務の執行を図るべきである。

d 業務完了確認・支払事務

契約書においては、業務完了後に完了報告書が作成され、当該内容を確認・検査してから30日以内に支払いが実行される旨の記載がなされている。

本件の契約においては、月次で業務完了報告書が発行され、毎月担当者が検査していることを確認した。

（5）労務管理

ア 組織図及び職員数（平成31年4月1日現在）

スポーツ課は組織図上、生涯学習部の7つの課室館のうちの1つに位置し、スポーツの振興を図ることで市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成を推進すべく活動している。



出所：川口市資料

スポーツ課の職員数は以下のとおりである。

(平成 31 年 4 月 1 日)

係・センター等	人数	人数内訳
次長兼課長	1	—
課長補佐	1	—
管理係	6	課長補佐 1 主査 1 主任 1 主事 2 主事補 1
スポーツ推進係	5	課長補佐 1 副主幹 1 主事 1 主事補 2
東スポーツセンター	5	主査 3 主事補 1 参与 1
西スポーツセンター	5	主査 2 主任 1 主事補 1 参与 1
北スポーツセンター	5	主査 3 主事補 1 参与 1
新郷スポーツセンター	5	主査 3 主事補 1 参与 1
芝スポーツセンター	5	課長補佐 1 主査 2 主事 1 主事補 1
安行スポーツセンター	5	課長補佐 1 主査 2 主事 1 主事補 1
鳩ヶ谷スポーツセンター	5	主査 3 主事補 1 参与 1
計	48	

出所：川口市資料

イ 勤怠管理の方法

庶務事務システムにて勤務日を入力しているほか、シフト表を作成して職員及び補助員の就労日を共有している。

ウ 平成 30 年度の時間外勤務、年次有給休暇の取得状況等

時間外勤務については、命令権限者が原則として事前に庶務事務システムに時間外勤務の命令と承認を行うものとする。

また、やむを得ず週休日等に時間外勤務を命ずる場合は、原則として前日までに命令・承認を行うものとするが、特にやむを得ない場合を除き、週休日及び休日に時間外勤務は命じないこととしている。

芝スポーツセンターの職員の平成 30 年度における時間外勤務実績の合計は 24 時間 45 分であり、時間外勤務はほとんど発生していないことを確認した。年次有給休暇についても、各職員とも順調に消化していることを確認した。

(6) 危機管理・大規模災害対策

ア 各種マニュアルの整備状況

川口市地域防災計画に基づき、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、地震・風水害等の各種災害に備えている。

イ 大規模災害対策の実施状況

震災時の一次避難場所（広域避難場所に次ぐ広さがあり、安全を相当程度に確保できる場所。一とき避難広場が火災等で危険になった時に避難する場所）及び指定避難所（他の避難所への避難者数の状況により開設する二次的避難所）に指定されている。

また、地域防災計画において罹災者の収容体制の整備として、防災倉庫の設置、救援物資の備蓄、耐震性貯水槽や夜間照明、放送設備、電源の多重化に向けた非常電源施設の確保などの災害応急対策に必要な施設を準備し、平時より点検を行うものとしている。

ウ 情報セキュリティ対策の実施状況

市の情報政策課が行う監査に応じて情報セキュリティ対策を実施している。市の情報政策課が行う監査では、「情報セキュリティ監査チェックシート」を活用しており、そもそも個人情報等を扱う機会がなく、概ね良好な結果が示されている。

エ IT-BCP の策定状況

IT-BCP 計画は策定しておらず、電子データおよび主要な業務で使用する施設予約システムは情報政策課が所管している。

IT 資産の運用がなんらかの事情によりできなくなった場合の対応として、紙面による対応（予約表の作成や手書きの領収書等）を実施するものとしている。

（7）その他施設固有の課題等

その他、施設固有の課題等として以下の事項を抽出した。

ア スポーツ施設と公園が併設されている際の施設管理方法

芝スポーツセンターは、芝公園の中に設置され、芝スポーツセンターの施設自体とグラウンド部分についてはスポーツ課が所管し、公園の部分については公園課が所管している。

そのため、たとえば、前述の「(4) 委託費」において確認した、「(イ) 芝スポーツセンター野球場樹木管理委託」や「(ウ) 芝スポーツセンター除草及び樹木管理委託」については、公園課とは別に契約事務を実施している。

この点、公園課が手配する同様の委託業務があり、相互に極めて近接

した位置にあることから、スポーツ課におけるこれらの契約事務と、公園課における契約事務を区分してそれぞれで手配するよりも、一体として手配することで、経済性と契約事務の省力化を追求することができるものと思料される。

今回は「芝スポーツセンターと芝公園」を個別施設として抽出して調査したが、他に同様の運用を行っている施設として「新郷スポーツセンターと新郷公園」「北スポーツセンターと神根公園」「安行スポーツセンターと安行公園」「東スポーツセンターと領家第1公園」があった。

これらについて、契約事務及び管理を一体的に実施できる可能性及び一体的な管理を実現するための指定管理者制度の導入の可能性について質問したところ、所管課が異なり、目的・運営内容の異なる施設であることから、所管課で指導・監督が不可能になるため、否定的である旨の回答を受けた。

しかし、施設マネジメント基本方針及び公共施設等総合管理計画では、サービス水準の維持向上及び業務の効率化を図りながら、ライフサイクルコストを縮減するため、民間活力の導入、業務発注方法や人員配置の見直しを検討し、効率的で適正な維持管理・運営を目指して、全庁的・組織横断的な視点から取り組む方針を掲げている。

【意見 43】委託業務の経済性と契約事務の省力化を実現する組織横断的な発注方法を検討すべきである。

きわめて近接性の高い、異なる所管課の施設等において、一体的に委託業務を発注することで経済性と契約事務の省力化を実現できる可能性があるものについては、組織横断的な発注方法を検討し、サービス水準の維持向上及び業務の効率化を図りながら、ライフサイクルコストの縮減を図るべきである。

イ 指定管理者制度の導入の検討について

芝スポーツセンターは、現在、指定管理者制度を採用せず、直営となっている。平成30年度にスポーツ施設における指定管理者制度の導入が検討されていた。その要約は以下のとおりである。

市内のスポーツ施設は、芝スポーツセンターも含め、拠点単位で整備され、市民のスポーツ振興を図り、様々なスポーツ団体の育成にも関わる形で、地域と密接した関係性を培ってきた。

この点、指定管理者制度を導入すると、営利性の追求もひとつのテーマとな

ることから、地元の地域におけるスポーツ大会等を含むイベント等の開催等を含む地域との繋がりの維持に支障をきたす可能性がある。

一方で、戸塚スポーツセンターは新設のスポーツ施設であることもあり、指定管理者制度の導入に支障がない状態であるため、指定管理者制度を導入している。

以上の点を考慮すると、芝スポーツセンターのような既存の直営のスポーツ施設について指定管理者制度を導入するのは時期尚早と判断する。

川口市指定管理者制度運用指針（平成31年4月）によれば、指定管理者制度の導入の留意点の中に、「地域とのかかわり」「住民サービスの向上」「住民との協働」等の要素があり、これに配慮したものと思料される。

この点、時期尚早と判断するのであれば、将来において指定管理者制度の導入の可能性があるものとして、定期的に検討の機会を設けるかどうかについて確認したところ、定期的な検討を行うことは予定していないとのことであった。

【意見44】直営のスポーツ施設について定期的に指定管理者導入の検討を行うべきである。

指定管理者制度導入の検討サイクルの定めがないことから、ある時点において指定管理者制度導入の検討を実施したとしても、市の人事ローテーションや文書保存期間の兼ね合いで、指定管理者制度導入検討の経緯が次の検討に引き継がれない可能性がある。このような状況を防ぐと同時に、その時々の情勢に応じた検討を担保すべく、直営のスポーツ施設について定期的に指定管理者導入の検討を行うべきと思料する。

ウ 芝スポーツセンターが管理するグラウンド等の土地の境界線の区分

芝スポーツセンターは、芝地区近辺のグラウンド等（上谷沼運動広場、前川南グラウンド、芝第2グラウンド）の管理も行っている。

その中で芝第2グラウンドについては、土地の境界が不明確であり、境界付近にはビニールシートで覆われたゴミ等が確認された。

この点について所管課に質問したところ、芝第2グラウンドは将来、公園用地となる計画があり、土地の境界については区画整理事業の進捗に併せて確定していく方針であるとの回答を得た。

【指摘 52】市保有の施設における土地の境界を明確に把握すべきである。

施設における土地の境界の把握が不十分である場合、不動産が動く際には近隣の住民や法人とのトラブルになる可能性があるため、土地の境界を明確に把握すべきである。この点、不動産登記簿の取得や過去の資料の検索が有効である。